

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十八号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。